

日本製紙総合開発株式会社

丸沼高原事業部

安全報告書（2016）



丸沼高原スキー場

8人乗り普通索道：1基

自動循環ペアリフト：2基

固定ペアリフト：5基

固定シングルリフト：1基

1. ご利用の皆様へ

日頃より、丸沼高原スキー場のゴンドラ及びリフトをご利用いただきまして誠にありがとうございます。また、これら索道の運行に関しまして、ご理解・ご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

当社はスキー場経営事業理念におきまして、「安全・安心・快適」を掲げ、法令の遵守と共に、安全輸送に努めております。

この報告書は鉄道事業法に基づき、索道事業の安全に対する取組みや、行動内容についてご理解いただくために公表しております。

16-17 ウィンターシーズンからはチケット購入のデポジットを廃止し（一部除く）、お客様の利便性向上を図っております。

これからも、お客様のご意見をいただきながら、安全な事業運営を行う所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

平成 28 年 10 月 1 日

日本製紙総合開発株式会社
代表取締役社長 赤津 隆一

2. 安全基本方針と安全目標

(1) 安全基本方針

当社のスキー場経営の事業理念の第一は、「安全・安心・快適」です。

特に安全基本方針を次のように掲げ、社長自ら法令に則り運営に当たるとともに、従業員全員に周知・徹底を行っております。

- ① 一致協力して、輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正・忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を、理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いを行います。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を行います。
- ⑥ 情報は、漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めます。

(2) 安全目標

輸送の安全を確保するために安全目標を定め、お客様の安全確保はもとより、従業員の安全確保にも努めております。

- ① 安全意識の習得（ハード面及びソフト面）
- ② 基本事項の再確認の徹底
- ③ 索道施設及び機械装置の点検、整備の徹底
- ④ 実践に役立つ教育研修、救助訓練の実施
- ⑤ 安全向上のための努力と工夫

3. 索道運転事故発生状況

(1) 索道運転事故

27年度シーズンは索道の運転事故はありませんでした。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

強風及び荒天による運行停止は、安全確保のため状況により実施しました。

(3) インシデント

インシデント報告0件。

(4) 行政指導等

行政指導等はありませんでした。

4.安全確保のための取り組み

(1) 安全のための投資と支出

当社では、索道施設全般の維持管理及び保守のため、年間、中期3年間の整備計画を作成しています。

① 27年度に実施した主な整備は次の通りです。

- ・ゴンドラリフト・・・握索機23機交換。油圧緊張シリンダ交換。
- ・第4ペアリフト・・・主原動機、主減速機、原動滑車、折返滑車オーバーホール。
油圧緊張ユニット交換、制動機油圧ユニット交換
- ・第7リフト・・・主減速機、原動滑車、折返滑車オーバーホール。
主原動機、制御盤更新

② 28年度の主な整備予定は次の通りです。

- ・ゴンドラリフト・・・握索機23機交換。
- ・第3ペアリフト・・・主原動機、主減速機、原動滑車、折返滑車オーバーホール。
- ・第5ペアリフト・・・握索機オーバーホール。

尚、全ての索道施設は、索道整備細則に基づき、整備点検を行っており、国土交通省に運転再開届を提出し、営業を行っています。

(2) 安全教育

当社では、お客様の安全確保に役立つように、夏季営業前及び冬季営業前に全体集会を行っています。また、施設及び取り扱いについて、安全教育を実施しています。

尚、中途採用者にもその都度安全教育を実施し、索道係員としてお客様への対応等を教育し、安全運行は勿論、よりよいサービスを提供しています。

*平成27年度索道技術管理員等講習会(2日間) 4名参加

*平成27年度索道技術管理者研修会(2日間) 5名参加

(3) 救助訓練

H27年度は、普通索道の救助訓練、及び予備原動機による運転訓練を、5月29日に実施。

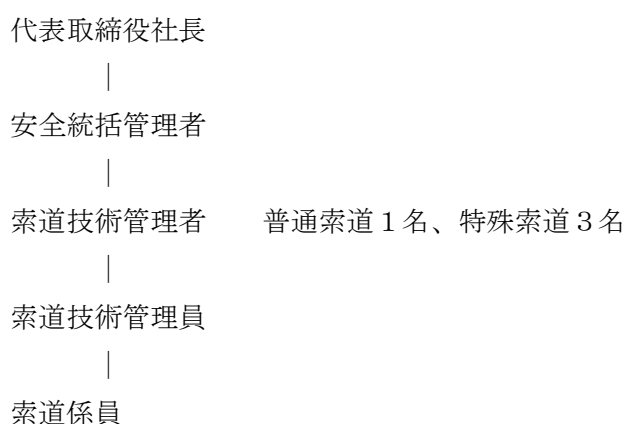
また特殊索道の救助訓練を11月16日に実施しました。

5.安全管理体制

「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築しております。この組織の中で、責務を明確にし、安全確保に努めてまいります。

1. 代表取締役社長：索道輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
2. 安全統括管理者：索道輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
3. 索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。
4. 索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

索道安全管理組織図



平成 27 年度「運転無事故事業者表彰」を受賞

去る 10 月 19 日、関東運輸局から 3 年間無事故実績に対し表彰をうけています。



6.おわりに

安全管理規程に則り、安全の確保を第一に掲げ、努力してまいりました。来シーズンもお客様が安全・安心・快適にご利用頂けます様、設備の充実、整備、運行管理等を実施し、安全で快適な索道運行を目指し、努力致します。

以上、この報告書を今年度の安全報告書とさせていただきます。